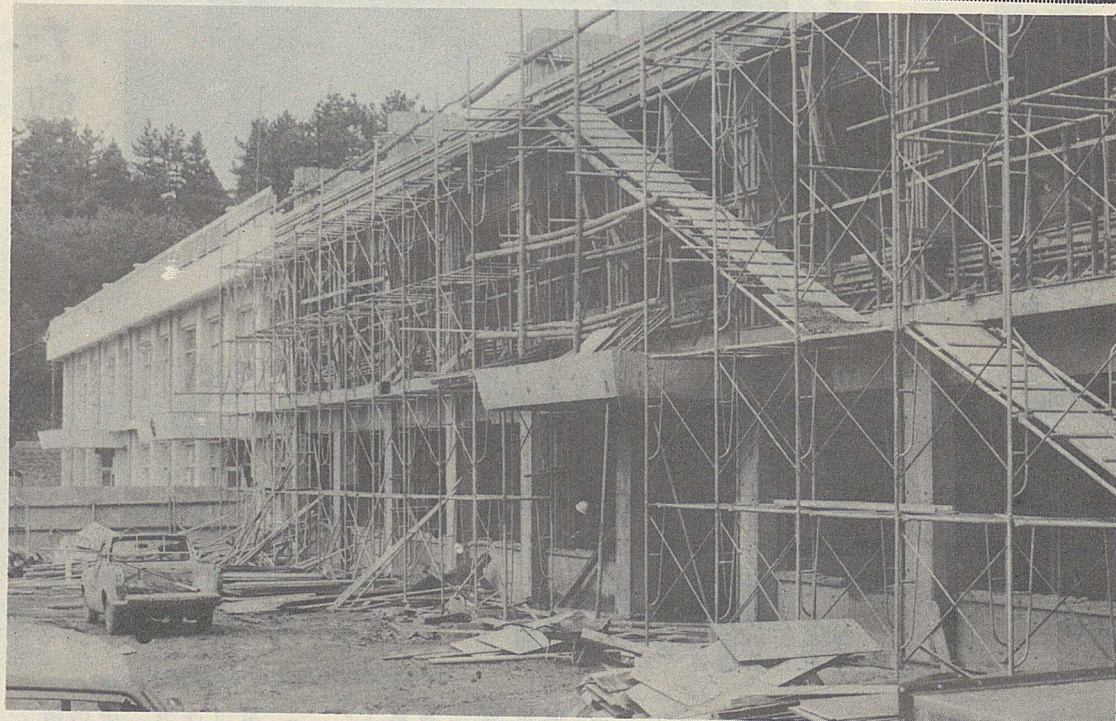


広報 きたつら

北浦村の人口

46年10月末日
(単位・戸、人)
世帯数 2,295(△2)
総人口数10,719(△41)
男 5,215(△22)
女 5,504(△19)
△印は減少

第142号 (発行日) 昭和46年10月25日 (発行人) 北浦村長 勢司 治雄 (印刷所) さんゆう社印刷



写真は小貫小学校

建設進む小貫小

二年目にはいった小貫小学校の防音校舎改築事業は、十月末に本体工事が終る予定です。昨年度完成した左半分の残分七百六五・六平方メートルの工事です。

全部の完成は来年二月末の予定です。完成すると普通教室七・特別教室五・(音楽・図工・保健・理科・図書)・特殊学級教室一でのべ千七百二一平方メートルの鉄筋コンクリート二階建のスマートな校舎となります。

この防音校舎の工事費は、七五%という高い国庫からの補助を受けたものです。これは航空自衛隊百里基地周辺のジェット機等による騒音防止事業に交付される補助金です。

盛大だった敬老会



10月18、19、20日
盛大に開かれた敬老会

70才以上は663人

さる十月十八・十九・二十日の三日間、行方郡老人福祉センターにおいて敬老会が盛大に開催されました。

各地区婦人会のみなさんの協力により、貸切バスにて分乗して到着したお年寄りは、長年の労苦にねぎらいのことが村長からあり、

お年寄り代表よりの感謝のことがありました。

〇—×—

九月十五日の敬老の日、八十八才以上のお年寄り方十三人（うち男一、女十二）のお宅へ村社会協議会、村の係員がおつかいをし、記念品を贈り長寿お祝いをいたしました。

鹿島専修職業訓練校では、農業者で農業以外の他産業へ転職を希望するかに技術の訓練をすることになりました。この訓練を受けることによって、技術を身につけると、有利な転職ができます。なお、訓練手当が支給され、授業料は無料です。授業者は無料で有利になっています。

〇訓練科および期間
〇溶接科・配管科
〇期間は昭和四十七年一月六日から三月二十六日の三ヶ月間

△訓練科の受講料
訓練の受講料に対し、雇用対策法に基づき、手当が支給されます。

〇溶接科
〇配管科
〇受講の手続
鹿島専修職業訓練校（大野村林五七一、TEL大野一〇七）または公共職業安定所に申し込んで下さい。農業委員会でも取り次ぎをいたします。

△入校に必要な書類
農業委員会が発行する農業者転職資格証明書、訓練手当等受給資格認定申請書と村で発行する納税証明書が必要です。

五百円となっています。

作品の搬入は一日、二日の午前九時から午後四時まで麻生公民館で受け付けています。

くわしく知りたい方は、麻生町役場TEL〇八二一内、行方郡美術家協会事務局まで問い合せてください。

―広域市町村圏―

△田町に事務所開く
町村のワークを越えた社会生活環境の整備を目的として設立された鹿行地方広域市町村圏の事務局が十月一日田町に設置されました。事務所は、田町二丁目二番地（旧・田町二丁目二番地）に新設。事務局員は田町二丁目二番地の二名の臨時職員により構成されています。

行方郡美術展

十二月六日から十二日

行方郡町村会・郡教育委員会連絡協議会主催・郡公民館連絡協議会・郡美術家協会などの協賛の第一回行方郡美術展は、十二月六日から十二日までの一週間、麻生町麻生の麻生公民館で開かれます。種目は洋画・書道・写真の三部門です。洋画は五十号から十号まで、書道はタテ二・二・二・ヨコ〇・六・一以内のもの。写真は白黒、カラーとも四切りまたは半切りの作品をひろく募集しています。出品資格は郡内居住者または出身者、勤務者です。出品作品は一人二点以内で、出品手数料は一点

〇訓練手当、月額二万四千五百円、ほかに寄宿する場合、月額六千二百円、特定職種訓練受講奨励金月額二千元

△受講の手続
鹿島専修職業訓練校（大野村林五七一、TEL大野一〇七）または公共職業安定所に申し込んで下さい。農業委員会でも取り次ぎをいたします。

△入校に必要な書類
農業委員会が発行する農業者転職資格証明書、訓練手当等受給資格認定申請書と村で発行する納税証明書が必要です。

五百円となっています。

作品の搬入は一日、二日の午前九時から午後四時まで麻生公民館で受け付けています。

くわしく知りたい方は、麻生町役場TEL〇八二一内、行方郡美術家協会事務局まで問い合せてください。

―広域市町村圏―

△田町に事務所開く
町村のワークを越えた社会生活環境の整備を目的として設立された鹿行地方広域市町村圏の事務局が十月一日田町に設置されました。事務所は、田町二丁目二番地（旧・田町二丁目二番地）に新設。事務局員は田町二丁目二番地の二名の臨時職員により構成されています。

道交法が改正

追越しに関する規定の合理化

二重追越しは、追越しを始めた後でも追越し違反になります。追越禁止の場所では、追越すために進路を変更したり前の車の側方を通過するだけで違反になります。

追越しに関する規定の合理化

交差点に先に入った車両の優先および、すでに右折している車両などの優先が廃止になりました。交通整理が行なわれている交差点で、青信号（進め）でも前がつかえているときは、交差点にはいることができません。交差点にはいることができません。

急ブレーキ等の禁止

危険を防止するために、やむを得ない場合を除いて、急ブレーキをかけることが、また、みだりにその進路を変更してはいけません。

不用な合図の禁止

他の車両などの直後を進行する車両は、すれ違う場合と同じように、灯火の光度を減らすなどの操作をしなければならぬ。また、必要以上に合図を断続しあるいは、必要がないのに、合図をしてはいけません。

十二月一日から

自動車重量税

道路混雑や交通事故などが大きな社会問題となっています。そこで道路などの社会資本を充実するための財源として、自動車重量税が創設され、昭和四十六年十二月一日から施行されることになりました。

一、どんな自動車にかかるか
自動車重量税は、道路運送車両法の規定により自動車検査を受ける自動車および使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車に対して、その重量に応じて税金がかかります。

住宅と税金

マイホームづくりの夢は、どんなお持ちでしょう。そこで、不動産を買ったときにかかる税金を説明しましょう。

登録免許税

土地を買ったり、家を建てたりしたときは、所有権移転登記や保存登記をしますがそのときにかかる税金が登録免許税です。

税率は売買による所有権の移転の場合は、不動産価額の〇・六割です。この不動産価額は役場税務課に備えてある固定資産税台帳に記載されている価額になっています。

繁昌チームが優勝

村内親睦野球大会が村体育協会主催により、九月二十六日・十月十七日北浦中学校で八チームが参加して開催されました。

大会は熱戦の末、繁昌チームが横田商事を九対一で敗り初優勝、二位は横田商事、三位は次木ライナース、北浦中生徒でした。

一回戦
横田商事 六―四 役場
次木ライナース 棄権 北浦電機
繁昌チーム 一―八 北浦中生徒
教員 北浦中生徒 一―〇 役場OB

自動車重量税の税率は、自動車

の区分や重量により次のように定められています。

(一)検査自動車のうち自動車検査証有効期間が二年と定められているもの

イ・乗用自動車

(1)車両重量が〇・五トン以下のもの………五千円

(2)車両重量が〇・五トンを超えるもの………車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに五千円

ロ・乗用自動車以外の自動車

(1)車両重量が一トン以下のもの………五千円

(2)車両重量が一トンを超えるもの………車両重量一トンまたはその端数ごとに五千円

(二)検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が一年と定められているもの

イ・乗用自動車

(1)車両重量が〇・五トン以下のもの………五千円

(2)車両重量が〇・五トンを超えるもの………車両重量〇・五トンまたはその端数ごとに二千五百円

ロ・乗用自動車以外の自動車

(1)車両重量が一トン以下のもの………二千五百円

(2)車両重量が一トンを超えるもの………車両重量一トンまたはその端数ごとに二千五百円

(三)届出軽自動車

イ・二輪車以外の軽自動車………七千五百円

ロ・二輪の軽自動車………四千円

の区分や重量により次のように定められています。

二回戦
横田商事 五―三 次木ライナース
繁昌チーム 二―〇 北浦中生徒
三回戦（決勝戦）
繁昌チーム 九―一 横田商事

銃の扱い慎重に

近年ガンブームによって、ハンターが急増し、経験の浅い者が多くなっています。反面狩猟鳥獣が少なくなってきたため、獲物を発見したような場合は、多少危険だと思っても、狩猟をするというところから、事故がふえています。コジユケイ、ウズラなど低く飛ぶ鳥をね

(訂正)

前号において、児童手当制度発足についてのお知らせを掲載しましたが、その内容の一部に誤りがありましたので、つぎのように訂正いたします。

文中「昭和四十六年四月から昭和四十九年三月までは、十歳未満の児童にひろげ」とあるのを「昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までは、十歳未満の児童にひろげ」に訂正します。

運転者の遵守事項

積載している物の飛散を防ぐために、必要な措置をとらなければならぬ。

ドアを開き、または、車両から降りるときは、定金を確認してから。

路側帯の設置

歩道の設けられていない道路の端に、ペイントなどによって車道と区画された路側帯を設けます。歩行者は路側帯を歩行しなければなりません。そして、車両は原則として路側帯を通行してはいけません。路側帯に車両を停車又は駐車をすると、他の交通の妨害とならないようにしなければならぬ。

歩行者に対する

車両の注意義務

車両などが、歩行者のわきを通過する場合は、歩行者との間に安全な間隔を保ち又は徐行しなければならぬ。

横断歩道に接近する場合は横断しようとする歩行者がいないうちに、横断歩道の直前で、停止できるような速度で進行しなければならぬ。

オートバイ、バイクを押してあるいてる人は、歩行者として扱われます。

65才から障害福祉年金

現在の老令福祉年金の受給権発生は、七十才からとなっていますが、このほど年金法が改正になり本年十一月一日現在で、六十五才から七十才未満の方でつぎにあてはまる程度の障害があれば十一月より、月額二千三百円の障害者の老令福祉年金が支給されることとなります。これに該当すると思われる方は、住民課国民年金係までご相談ください。

●両眼の視力の和が〇・八以下
(物の輪かくがとうやらわかる程度)

●耳もとで大声で話すとかすかに聞きとれる程度

●声がほとんど出せないため、自分の意志を伝えるのに身ぶりや書くことを要するとき

●片腕が完全マヒなどにより、ほとんど使えないとき

●両手の親指とひとさし指を切り落しているとき

●他人の助けを借りる必要はないが、日常生活がきわめて困難な状態にあるとき

また、六十才以降の者(明治四十四年四月二日以降に生まれた者)でも、現在国民年金保険料を一年以上納めた者がつぎに該当すれば、本来の障害年金、月額一万円以上が支給されますからこの点にご留意願います。

障害の状態あらまし

- ①両眼がまったく見えないもの
 - ②両耳がまったく聞えないもの
 - ③両手のおや指及びひとさし指または中指がないもの、または不自由なもの
 - ④片手のすべての指がないもの
 - ⑤両足がないもの
 - ⑥片足がないもの
- このほかにもいろいろあります

- ①結核性疾患
- ②精神障害
- ③心臓障害
- ④腎臓障害
- ⑤肝臓障害
- ⑥血液疾患
- ⑦胃腸疾患
- ⑧中風など

(郵便局だより)

郵便物が一日早く配達
十月一日から郵便車
「立寄局となる」

これまで北浦郵便局発着の郵便物は、関東鉄道バスによって運送されてきたが、去る十月一日から郵便自動車(立寄局)となり、郵便物の発着回数も二倍に増加し、郵便物全体の流れも順調となり、約一日ほど早く郵便物が配達されることになりました。

郵便物を一日も早く皆様のお宅に配達することについては、北浦局としても永い間の願いでありましたがついに実現いたしました。これは村当局の力強い運動に加えて、地元(県)議員の積極的な側面からの促進、援助と県針田土木事務所による鹿行大橋の整備等、関係機関のみなみなならねお力添えの結果であることを併せてお知らせいたします。

公害届け出は

着工60日前に

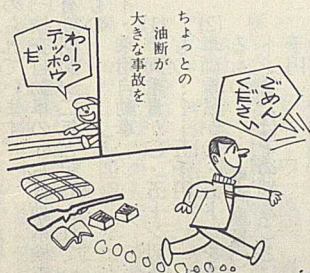
近年の産業公害は、人間の生活環境を守るといふ観点から、全国各地において大きな社会問題としてクローズアップされています。このような世論の背景から、大気汚染、水質汚濁を始めとする公害関係法がさきの国会で改正され、届け出も強化されました。

いままでは、特定の地域(工業地帯が主)についてのみ適用されていた法律にもとづく届け出は、法律の改正により、特定の地域は廃止され、地域に関係なく届け出

(ばい煙・粉じん・水質汚濁)

をしていただくことになりました。すでに、県公害防止条例により届け出をなされる方については、全部新しい届け出をしていただきましたが、今後、公害関係の「施設」を新設、増設、変更をする方はその行為着手の六十日前までに役場の公害担当課(本村では調査企画室)を通じて、県庁公害規制課へ書類を整備して届け出なければなりません。その場合、公害規制課により書類審査を法により行ない、基準に適合しない場合は、計画変更命令、改善命令が出されます。今回の法改正により、届け出なければならぬ「施設」とは次の施設をいいます。

- ①ばい煙発生施設
- ②粉じんに関する施設



＝狩猟シーズン(11月1日から)＝

家族みんなで加入しましょう

茨城県民交通災害共済に

村民のみなさん、県民交通災害共済に加入しましたか、いつ、どこで、だれが交通事故にあうかわかりません。万一にそなえて加入しましょう。

……… 制度のあらまし ………

※共済掛金……1年360円・中学生以下…300円

※共済期間……申し込んだ日の翌日から一年間

※申込受付……北浦村役場住民課窓口まで

※共済見舞金

災 害 区 分	見舞金額
① 死亡した場合	500,000円
② 全治6ヵ月以上の傷害を受けた場合	100,000円
③ " 3ヵ月以上 "	50,000円
④ " 1ヵ月以上 "	20,000円
⑤ " 1週間以上 "	5,000円
⑥ " 1週間未満 "	2,000円
身障見舞金(1級・2級身体障害)	100,000円